

令和8年4月

お客さま 各位

砺波信用金庫

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応について

平素より、砺波信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、これまでに①払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始、②2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止、③手形・小切手帳発行終了等を実施または公表しております。

今般、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた更なる取組みとして、下記のとおりとさせていただきますのでご案内いたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限	2026年（令和8年）9月30日（水）
実施内容	当金庫の手形・小切手の 最終振出期限を2026年（令和8年）9月30日（水） とし、最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は当座預金からのお支払いができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026年（令和8年）9月30日（水）
実施内容	当金庫以外（他行）を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を 2026年（令和8年）9月30日（水） で終了します。 ※取立による取扱いは可能です。

【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

- 当金庫では、「電子記録債権サービス（でんさいサービス）」や「法人インターネットバンキングサービス」等の利用を推奨しております。

詳しくは店頭でご確認ください。

以上